

宮代町教育振興基本計画

令和3年度～令和7年度

「憧れを未来につなぎ
生きる力をはぐくむ宮代教育」



宮代町教育委員会

本計画の策定にあたって

宮代町教育委員会では、基本理念「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」のもと、毎年度「教育行政重点施策」を策定し、教育に関する諸課題の解決に積極的に取り組んでまいりました。また、この重点施策に基づき実践した各事務事業の成果については、毎年度自己評価と第三者による客観的な点検・評価を経て改善に努めてきました。

こうした中、平成27年4月に施行された改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による「新教育委員会制度」がスタートしました。この新制度では、地方公共団体の長と教育委員会で構成される「総合教育会議」による協議と調整の場が設けられるなど、双方のより一層の連携と協力体制の構築が位置づけられています。

今日、かつてないスピードで変革する社会の変化を読み解き、町民の皆様にとってより良い学びの環境を創造するためには、町当局、教育委員会双方が、それぞれの立場と責任でしっかりと協議、調整を行い、地域の実情を踏まえて取り組むことにより、宮代教育の更なる充実・発展を図る必要があります。また、教育行政の推進にあたりましては、大学等の関係教育機関や、家庭、地域社会との連携・協力も不可欠です。

こうしたことから、当町では平成28年3月に「宮代町教育振興基本計画」を制定し、2つの方針のもと5つの基本目標を掲げ、目標の達成に向け、様々な施策を展開してまいりましたが、令和2年度末で「宮代町教育振興基本計画」が終了を迎えることから、令和3年度を計画初年度とする今後5年間の宮代町教育行政の方向性を示すべく、「第2期宮代町教育振興基本計画」を策定する運びとなりました。

地域の皆様におかれましては、引き続き教育の振興のためにより一層のご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月
宮代町教育委員会

目 次

I 宮代町教育振興基本計画概要	
1 計画策定の趣旨・背景	4
2 計画の位置づけ	4
3 教育を取り巻く社会の状況	5
(1) 少子高齢化・核家族化	5
(2) 国際化・高度情報化	5
(3) 地球環境問題	6
(4) 新たな感染症等	6
(5) 学校教育	6
(6) 生涯学習	7
II 計画の全体像	8
施策の体系	9
III 基本目標ごとの主要施策と取組	12
方針1 未来を拓く、心豊かでたくましい児童生徒の育成	
基本目標1 確かな学力と自立する力の育成	12
(1) 一人一人のよさや可能性を伸ばし、 個性を生かす教育の充実	12
(2) 伝統と文化を尊重し、国際性をはぐくむ教育の推進	13
(3) 社会の変化に柔軟に対応する学校教育の推進	14
(4) 特別支援教育の推進	15
(5) 教職員の資質向上	16
(6) 学習環境の整備・充実	17
基本目標2 健康で心豊かな児童生徒の育成	18
(1) 豊かな心をはぐくむ教育の推進	18
(2) 総合的な不登校対策の推進	19
(3) 健康・安全教育の推進	20
(4) 学校教育における人権教育の推進	22
(5) 学校給食の充実と食育の推進	23
基本目標3 地域に開かれた質の高い学校教育の推進	25
(1) 家庭・地域に開かれた特色ある学校づくりの推進	25
(2) 大学等と連携した学校教育の推進	26
(3) 家庭・地域への情報発信の推進	26

方針2 町民の創意を生かした学びの場づくり	
基本目標4 家庭・地域の教育力の向上	27
(1) 家庭の教育力の向上	27
(2) 青少年健全育成の推進	28
基本目標5 生涯学習とスポーツの振興	29
(1) 町民の創意を生かした生涯学習の推進	29
(2) 人権教育の推進	31
(3) 郷土の伝統文化の継承と新しい町民文化の創造	32
(4) 地域スポーツの振興	34
 <u>IV 計画を推進するために</u>	
1 社会との関係、支援と協力	36
(1) 地域との連携	
(2) 家庭との連携	
(3) 企業や大学等、他機関との連携	
2 学校や社会教育施設の活動、連携・協力体制の強化	37
(1) 学校の活動	
(2) 社会教育施設の活動	
3 計画の進行管理	37
(1) 点検評価	
 <u>V 資料 用語の解説</u>	38
基本計画本文中(※)の印を付した用語の解説	

I 宮代町教育振興基本計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

宮代町教育委員会では、国・県の取組や提言、町の総合計画に沿って、毎年度教育行政重点施策を策定し、「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」の実現に向けて取り組んでいます。

今般、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長部局との連携強化を旨として、平成27年4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され新しい教育委員会制度がスタートしました。これを契機として、これまでの取組実績や成果を踏まえ、今後の町の教育に関する方向性と目標を明らかにし、目標ごとの具体的な取組などを「教育振興基本計画」として示すこととしました。

本計画では、町の実情に即した教育の理念や方針を基に、学校教育と社会教育を柱とした、教育振興のための施策に関する基本的な事項をまとめています。

教育基本法(抜粋)
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置づけ …国や県の基本方針に沿って宮代町の実情に合わせた取組を実践

H25 26 27 28 29 30 R1 2 3 4 5 6 7

国の第2期教育振興基本計画
(平成20~29年度)

国の第3期教育振興基本計画
(平成30~令和4年度)

第2期埼玉県教育振興基本計画
(平成26~30年度)

第3期埼玉県教育振興基本計画
(平成31~令和5年度)

宮代町教育振興基本計画
(平成28~令和2年度)

宮代町教育振興基本計画
(令和3~7年度)

宮代町教育行政重点施策 (毎年度)

宮代町第4次総合計画
(平成23~令和2年度)

宮代町第5次総合計画
(令和3~12年度)

3 教育を取り巻く社会の状況

(1) 少子高齢化・核家族化

人口減少、少子高齢化と言われる今日ですが、宮代町においては、区画整理事業の影響により、児童・生徒数は緩やかに増加しています。しかしながら、全国的には、年少人口の減少、高齢人口の増加は顕著であり、1世帯当たりの家族数の減少や核家族化の進展により、家族、地域社会における結びつきが弱まり、地域の連帯感が薄れると同時に、子育ての悩みを抱える保護者が増えているといわれています。

このような社会環境の中で次代を担う子供たちの豊かな人間性をはぐくむためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任のもと、互いに連携して、まさに地域全体で子供たちの成長を見守っていくことが大切です。そして、高齢者も生きがいをもって地域社会で暮らしていくために、生涯を通じて様々な機会で自ら学ぶことができる環境を整備していく必要があります。

(2) 国際化・高度情報化

交通機関やICT（情報通信技術）（※）の飛躍的発達と普及により、多くの分野で国を越えた相互交流が進んでいます。こうした国際社会を主体的に生きる人材を育成するためには、外国語学習や国際理解教育を推進すると同時に、自己の確立と、日本そして郷土である埼玉県、宮代町の伝統文化を理解し、尊重する態度をはぐくむことが必要です。

特にICTの分野における技術革新は目覚ましく、2030年頃にはIoT（Internet of Things）（※）や人工知能（AI）などの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わる超スマート社会（Society 5.0）（※）の到来が予想されています。こうした技術革新は、STEAM教育（※）といった教育内容の変化や学習データを活用した個に応じた学びなど教育分野における新しいテクノロジーを活用した取組といった教育方法の変化をもたらす可能性があります。

また、ICTの発達は豊かで便利な生活をもたらす一方、いわゆるネットいじめやトラブル、子供の生活習慣の変化など新たな課題も指摘されています。そのため、ICTに対する正しい知識を身に付け、情報活用能力や情報モラルを向上させることが求められています。

(3) 地球環境問題

グローバル化の進展に伴い、世界の国々との相互依存関係は急速に高まっています。そのなかでも、科学技術の進歩や人々の生活スタイルの変化による地球環境の温暖化や食糧、エネルギーなどの問題は深刻化しています。このような中で、限りある資源を大切にし、地球規模で環境保護に向けて取り組むとともに、身近な郷土の自然にも目を向け、一人一人が環境について高い関心を持って行動していくことが重要です。

また、2030年に向けた国際社会全体の行動計画で設定されたSDGs（持続可能な開発目標）（※）を実現すべく、持続可能な未来社会の創造に向け、SDGsとの関係性を意識した教育活動を進めることができます。

(4) 新たな感染症等

新型コロナウイルス感染症の世界的規模の感染拡大は、多くの人々の生命や財産を脅かすだけでなく、これまでの日常生活を一変させました。小中学校においても、長期間にわたる臨時休校を余儀なくされ、子供たちの学びの機会が大きく制限されました。未だ感染の終息は見通せない状況であり、引き続き「新しい生活様式」に基づく日常生活を実践していく必要があります。

(5) 学校教育

学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながっていく。これから社会が、どんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現していく。そして、明るい未来を、創っていく。このような学びにつなげる学校教育が必要となっています。

そのためには、「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくカリキュラム・マネジメント（※）を充実させて、家庭や地域の人々、企業や大学、その他の機関と連携を深め、地域に根差した特色ある学校づくりを行うことが重要です。

また、GIGAスクール構想（※）の推進により、児童生徒一人一台の情報情報端末が整備され、ICTを活用した学習活動の更なる充実が求められています。

さらに、学校施設については、児童生徒の安心・安全を確保するとともに、災害時は緊急避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、計画的な施設・設備の整備を推進していく必要があります。

(6) 生涯学習

すべての町民が豊かでゆとりのある人生を送るために、子供から高齢者に至るまで、様々な教育活動や社会体験活動、文化芸術活動をとおして、生涯にわたって主体的に学び続けることができるような教育環境の整備が求められています。また、郷土宮代の緑豊かな自然や伝統文化に誇りと愛着を持てるように、文化財や地域の歴史、自然環境などに親しむ機会を充実させていく必要があります。

さらに、高齢化社会を迎え、健康で活力に満ちた生活を送るためには、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会をつくり、健康の保持増進、体力づくりの推進に努めていくことが不可欠です。

II 計画の全体像

基本理念 「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」

宮代町教育委員会は、「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」の実現をめざし、人間尊重の精神を基調として、生涯学習社会を築き、時代や社会の変化に積極的、かつ柔軟に対応した教育を推進するため、教育行政に関する方針と基本目標を次のとおり定めます。

将来像

憧れを未来につなぎ 生きる力をはぐくむ宮代教育

方針

未来を拓く、心豊かでたくましい 児童生徒の育成

町民の創意を生かした学びの場づくり

基本目標

確かな学力と
自立する力の
育成

健康で心豊か
な児童生徒の
育成

地域に開かれ
た質の高い学
校教育の推進

家庭・地域の
教育力の向上

生涯学習とス
ポーツの振興

これらの方針、基本目標に沿って、町民一人一人が、人間と環境が調和した景観を創造していくながら、様々な社会環境の変化に対応し、ゆとりと生きがいのある充実した生活を送ることができることを目指します。そして、豊かな感性と創造性に富み、地域社会に貢献できる21世紀を担う心豊かな人間の育成が図られるよう町民の期待に応える教育を推進します。

施策の体系

方針1 未来を拓く、心豊かでたくましい児童生徒の育成

基本目標1 確かな学力と自立する力の育成

施策（1）一人一人のよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の充実	
取組	ア 授業改善と指導方法の工夫・改善 イ 一人一台情報端末を活かした学びの推進 ウ 学力学習状況調査等の結果の分析と活用 エ 少人数指導・習熟度別指導によるきめ細やかな指導の充実 オ 中学校区における特色ある小中一貫教育（※）の推進
施策（2）伝統と文化を尊重し、国際性をはぐくむ教育の推進	
取組	ア 伝統と文化を尊重する教育の推進 イ 外国語活動・英語教育の推進
施策（3）社会の変化に柔軟に対応する学校教育の推進	
取組	ア 一人一台情報端末の積極的活用 イ 情報教育の推進 ウ 環境教育の推進
施策（4）特別支援教育の推進	
取組	ア 適正な就学を目指した就学支援の充実 イ 特別支援教育体制の確立と交流及び共同学習の推進 ウ 特別支援教育センター（※）の効果的活用
施策（5）教職員の資質向上	
取組	ア 人事評価制度の活用 イ 教職員研修の充実 ウ 教職員モラルの向上 エ 教職員の健康管理の充実 オ 学校における働き方改革の推進
施策（6）学習環境の整備・充実	
取組	ア 学校施設・設備の整備 イ 教材教具の整備と効果的な活用 ウ 町立小中学校の適正配置 エ 就学に対する支援

基本目標2 健康で心豊かな児童生徒の育成

施策（1）豊かな心をはぐくむ教育の推進	
取組	ア 道徳教育の充実 イ 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 ウ 読書活動の充実 エ 進路指導・キャリア教育(※)の推進
施策（2）総合的な不登校対策の推進	
取組	ア 教育相談体制の充実、適応指導教室の活用 イ 不登校対策の推進
施策（3）健康・安全教育の推進	
取組	ア 交通安全教育の推進 イ 防災教育の推進 ウ 防犯教育の推進 エ 体力向上を図る活動の充実 オ 学校保健の充実
施策（4）学校教育における人権教育の推進	
取組	ア 人権教育推進体制の充実 イ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善 ウ いじめ防止対策の推進
施策（5）学校給食の充実と食育の推進	
取組	ア 学校給食の充実 イ 食育の推進

基本目標3 地域に開かれた質の高い学校教育の推進

施策（1）家庭・地域と連携した特色ある学校づくりの推進	
取組	ア コミュニティ・スクール(※)設置の推進とその充実 イ 学校応援団の推進 ウ 家庭・地域と連携した学校の安全対策の推進
施策（2）大学等と連携した学校教育の推進	
取組	ア サイエンスプロジェクトの推進 イ プログラミング教育の充実（再掲）
施策（3）家庭・地域への情報発信の推進	
取組	ア 学校教育情報の積極的な発信 イ 学校評価（※）の充実

方針2 町民の創意を生かした学びの場づくり

基本目標4 家庭・地域の教育力の向上

施策（1）家庭の教育力の向上	
取組	ア 家庭教育事業の推進
	イ 家庭教育への支援
施策（2）青少年健全育成の推進	
取組	ア 青少年が健やかに成長できる環境づくりの推進
	イ 青少年体験活動の推進
	ウ 育成団体との連携・支援

基本目標5 生涯学習とスポーツの振興

施策（1）町民の創意を生かした生涯学習の推進	
取組	ア 生涯学習の機会の充実
	イ 公民館活動の充実
	ウ 図書館活動とサービスの充実
	エ 文化芸術の振興
施策（2）人権教育の推進	
取組	ア 地域社会や職域における人権教育の推進
	イ 人権啓発資料の充実
	ウ 人権教育指導者の育成
施策（3）郷土の伝統文化の継承と新しい町民文化の創造	
取組	ア 文化財保護の推進
	イ 遺跡の保護と調査研究の推進
	ウ 文化財の活用と郷土学習の推進
	エ 資料館活動の充実
施策（4）地域スポーツの振興	
取組	ア 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
	イ 誰でも気軽に参加できる健康・体力づくり活動の推進
	ウ スポーツ施設の運営と利用促進
	エ 学校体育施設利用の促進
	オ スポーツ指導者の養成と団体支援

III 基本目標ごとの主要施策と取組

2つの方針と5の基本目標のもとに、20の主要施策と66の主な取組を設定します。

方針1 未来を拓く、心豊かでたくましい児童生徒の育成

基本目標1 確かな学力と自立する力の育成

【施策と取組】

(1) 一人一人のよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の充実

【現状と課題】

複雑で予測困難なこれから時代においては、自ら課題を見付け、解決する力と困難を乗り越える精神力、十分な知識・技能を養う必要があります。そのため、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを、発達の段階に応じて児童生徒に育成していくことが必要です。

宮代町の児童生徒の学力は、全国及び埼玉県平均より概ね高いものの、自分の考えをまとめ、表現する力など課題が残ります。学んだ知識や技能を活用するための思考力・判断力・表現力等を育むとともに、子供たちに学習に対して目的意識や興味・関心を持たせ、学習意欲を向上させ、確かな学力を身に付けさせることができます。

【方向性】

- 学習指導要領の確実な実施に努め、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させること、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力など主体的な学習に取り組む態度を身に付けさせます。
- 各種学習状況調査等を活用し、児童生徒の学習状況等を把握し、学校の課題改善に向けた取組を支援します。
- 児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばすため、個に応じたきめ細やかな指導を推進します。

【主な取組】

ア	<p>授業改善と指導方法の工夫・改善</p> <ul style="list-style-type: none">・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。・新しい時代に求められる資質・能力や学習意欲を高めるため、学力向上推進委員会や研修会等を充実させ、指導方法の工夫・改善に取り組みます。・宮代町教育委員会委嘱研究や年次別授業研究会等を実施して、教員の指導力向上を図ります。・児童生徒が主体的に授業に参加し、より質の高い思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動を展開します。
イ	<p>一人一台情報端末を活かした学びの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒一人一人が情報端末を活用することで、個別最適な学びを実現します。
ウ	<p>学力学習状況調査等の結果の分析と活用</p> <ul style="list-style-type: none">・各種学習状況調査の結果の分析をもとに、各学校の課題や対策を明らかにし、各学校の学力向上に向けた、指導方法の工夫・改善に活用します。

エ	少人数指導・習熟度別指導によるきめ細やかな指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導のため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導などによる「個に応じた指導」を進めます。 ・各小中学校に、町非常勤講師・特別支援教育サポートー(※)・教育相談員などの町独自の職員を配置し、きめ細やかな指導の充実を図ります。
オ	中学校区における特色ある小中一貫教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、中1ギャップ(※)を解消し、小中学校間の円滑な接続を図るため、中学校区ブロックでの小中一貫教育を推進します。

(2) 伝統と文化を尊重し、国際性をはぐくむ教育の推進

【現状と課題】

宮代町では、子供たちがグローバル化に対応していく力、世界で活躍できる力をはぐくむため、小学校1年生から、外国語活動（英語）に取り組んでいます。また、各中学校区において『「郷土の偉人島村盛助」を顕彰する英語活動発表会』を実施し、郷土の偉人について理解を深めるとともに、英語に対する興味関心を高めるように工夫をしています。国際社会を主体的に生きる日本人を育成するためには、わが国の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を育むことが必要です。また、コミュニケーション能力を高め、他国を尊重し、その文化へも理解を深め、尊重する態度を育むことも重要です。

さらに、外国人児童生徒や諸事情により日本語の習得が充分でない児童生徒への日本語の指導等、日本の生活に適応できる教育の充実が求められています。

【方向性】

- 伝統と文化の理解を深め、尊重し、それらをはぐくんできた我が国及び埼玉、宮代を愛する態度を養います。
- 国際理解教育の推進と、小学校の「外国語活動」・中学校の「外国語教育」を充実し、グローバル化に対応できる児童生徒を育成します。
- 外国人児童生徒、日本語の習得が充分でない児童生徒への日本語指導など必要な支援を行います。

【主な取組】

ア	伝統と文化を尊重する教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・宮代町郷土資料館や各芸能保存会等、地域の資源を活用しながら、我が国及び埼玉、宮代町の伝統・文化に対する理解を深める学習を、総合的な学習の時間等を活用し推進します。 ・社会科副読本「みやしろ」を活用し、埼玉、宮代町の偉人や歴史、風土などに関する教育を充実させます。
---	--

イ	<p>外国語活動・英語教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手（A L T）（※）、英語指導補助員の配置による小学校外国語活動・英語科の授業を充実させ、中学校英語授業へのスムーズな接続を図ります。 ・中学校における外国語指導助手（A L T）と連携した外国語教育を推進します。 ・異なる文化をもった人々と共生する資質・能力を養う教育を実施します。 ・外国語（英語）教育研修会等を実施し、全小中学校の英語教育の推進に努めます。
---	--

（3）社会の変化に柔軟に対応する学校教育の推進

【現状と課題】

Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育における I C T を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するため、児童生徒1人1台情報端末を整備することで学習活動の一層の充実が求められています。

また、今まで取り組んできた環境教育を更に充実させ、主体的に何をするべきかを「考え」・「行動」できる、持続可能な社会の一員としての、児童生徒の育成が求められています。

【方向性】

- 持続可能な社会の一員としての意識を高める環境教育等を推進します。
- みどりの学校ファーム（※）をはじめとする児童生徒の体験学習の推進をします。
- 学校 I C T 環境を充実させるとともに、児童生徒の問題発見・解決能力・情報活用能力を育成します。
- 誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現に向け、児童生徒1人1台情報端末を整備し、創造性を育む教育の実現に取り組んでいきます。

【主な取組】

ア	<p>一人一台情報端末の積極的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとして I C T を積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努めます。
イ	<p>情報教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータや情報通信ネットワークを活用した授業を推進し、児童生徒の情報活用能力を高めます。 ・家庭と連携しながら情報社会のルール、情報モラルの育成に努めます。 ・学校 I C T 環境の充実を図り、様々な場面で効果的な活用をめざします。 ・全ての教員が I C T を活用した指導ができるよう、研修を充実させます。 ・小学校において、日本工業大学等と連携したプログラミング教育を推進します。
ウ	<p>環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域の中での様々な体験活動をとおして、自然に対する豊かな感受性や命を尊重する精神、環境に関する関心等を育成します。

- ・観察、実験を通して科学技術に関する興味を高め、環境に関する問題解決能力を育成します。
- ・地域の農業ボランティアと連携し、みどりの学校ファームの活動の充実に努めます。
- ・「宮代江戸の日」を実施し、学校、家庭での環境を守る活動をより一層推進します。
- ・社会科や理科、総合的な学習の時間等で、環境に関する学習の充実に努めます。

(4) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

宮代町では、全小中学校に特別支援学級を、百間小学校に難聴・言語障害通級指導教室を設置し、特別な教育的支援を必要とする子供たちへのきめ細やかな指導を実施しています。また、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、各校に特別支援教育コーディネーター(※)を配置し、校内体制の充実に努めています。

特別支援教育巡回相談（サポートチーム巡回相談）を活用し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、具体的な支援の方向性についてアドバイスをいただくことで学校を支援しています。さらに、保幼小中連携による一貫した教育ができるように就学支援委員会を設置し、児童の就学支援の充実を図っています。今後は、発達障がいへの正しい理解を深め、連続性のある多様な学びの場の充実に取り組んでいくことが必要です。

【方向性】

- 個に応じた支援ができるように、就学支援委員会の充実を図ります。
- 特別支援教育コーディネーターを中心として、各学校で特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、共通理解を図るとともに、支援体制の充実を図ります。
- 特別支援教育コーディネーターと学級担任、また、関係機関との連携を図り、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた教育や相談活動を推進します。
- 特別支援学級、通級指導教室等の整備、充実を図ります。

【主な取組】

ア	適正な就学を目指した就学支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・関係諸機関(福祉課、子育て支援課、特別支援学校)との連携を図り、町の就学支援委員会の充実に努めます。
イ	特別支援教育体制の確立と交流及び共同学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を早期に発見し、個別の教育支援計画の作成など、支援体制の整備に取り組み、一人一人の教育的ニーズに応じた教育に努めます。 ・宮代特別支援学校・春日部特別支援学校と小中学校の支援籍(※)学習を推進します。
ウ	特別支援教育サポーターの効果的活用 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育サポーターを各小学校に配置し、特別な教育的支援を必要とする児童に対しての適切な支援を行います。

(5) 教職員の資質向上

【現状と課題】

優れた指導力と使命感を兼ね備えた教職員の育成は、学校の教育力の向上にとって必須条件です。様々な教育課題に対応するためにも、教職員研修の充実を図り、資質・能力を向上させることが不可欠です。そのために、一人一人のライフステージに応じた研修を実践とともに、その力を学校の活性化に生かすことが重要です。また、教職員は、授業など直接児童生徒と接するだけでなく、事務的な業務など多岐にわたり多忙であるため、子供と向き合うための環境づくりを進める必要があります。さらに、教職員の心や身体の健康の保持増進など教職員を支援することが必要となっています。

【方向性】

- 人事評価制度を活用し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- ライフステージに応じた教職員研修の充実をとおして人材を育成します。
- 教職員の心身の健康保持に取り組みます。
- 教職員の長時間勤務の縮減を図り、教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、教育の質を向上させます。

【主な取組】

ア	人事評価制度の活用 <ul style="list-style-type: none">・人事評価制度を活用し、適切な目標設定による教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
イ	教職員研修の充実 <ul style="list-style-type: none">・町教育委員会委嘱研究指定により、各校の校内研修の充実を図り教職員の指導力の向上を図ります。・計画的な授業研究会を設け、指導方法の工夫・改善に取り組みます。・町非常勤講師・特別支援教育センター・英語指導員等、町費負担の教職員を配置し、個別に指導を要する児童生徒への対応など、一人一人の児童生徒に対応した教育活動を推進します。・コンピュータや情報通信ネットワーク研修会を充実し、教職員のＩＣＴ活用能力の向上を図ります。
ウ	教職員モラルの向上 <ul style="list-style-type: none">・服務の徹底を図り、信頼される教職員の育成に取り組みます。・各小中学校に設置されている倫理確立委員会の、一層の活性化を図ります。・課題がある教員には、改善のための研修を行うなど、厳正に対応します。
エ	教職員の健康管理の充実 <ul style="list-style-type: none">・「教職員定期健康診断」の実施、「メンタルヘルス研修会」、「こころの健康講座」への参加を推進します。・休暇の取得や福利厚生事業への積極的な参加を図ります。・教職員ストレスチェックを実施し、結果を活用します。

才	学校における働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「ノーワークデー」「ふれあいデー」の設定、研修及び会議の見直しによる縮減、宮代町部活動方針作成・活用など、教職員の意識改革と活力向上を推進します。 ・校務支援のためICT化を活用し、業務改善を推進します。
---	--

(6) 学習環境の整備・充実

【現状と課題】

宮代町の学校施設の多くは建設後30～40年が経過し、老朽化が進んでいるため、施設・設備の維持修繕の需要は年々増加しています。安心・安全で快適な学習環境を実現するために適切な維持管理に努めるとともに、ICT機器をはじめとする教材教具の整備・充実を図ることで、子供たちの学習意欲を向上させることが求められています。

また、これら学校施設は近い将来更新（建替え）が見込まれていますが、人口減少社会といわれる今日、児童生徒数も減少が進み、学校施設の更新にあたっては「規模」と「配置」の適正化も考えていく必要があります。

【方向性】

- ICT機器をはじめとする教材・教具の整備を推進します。
- 学校図書館の整備を進め、蔵書の増強を目指します。
- 就学援助について周知し、支援体制を充実します。
- 将来の人口減少と学校施設の老朽化を見据え、適正規模・配置の実現を目指します。

【主な取組】

ア	学校施設・設備の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した学校施設の維持修繕と改修により環境改善に努めます。 ・施設・設備の定期的な安全点検を実施します。
イ	教材教具の整備と効果的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学ぶ意欲を向上させ、わかりやすい授業を展開するために、コンピュータをはじめ、様々な教材教具を整備、充実させます。 ・教材教具の使用法についての研修を実施し、有効な活用法を広めます。 ・郷土資料館等、町の施設も有効な教材と捉え、体験的な活動等に連携して取り組んでいきます。
ウ	町立小中学校の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> ・「将来の児童生徒数の減少と学校施設の老朽化による更新（建替）需要に対応した、学校施設の規模と配置の適正化を検討します。
エ	就学に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助について周知し、経済的負担を軽減することで保護者を支援します。

基本目標2 健康で心豊かな児童生徒の育成

【施策と取組】

(1) 豊かな心をはぐくむ教育の推進

【現状と課題】

家庭や地域の教育力の低下とともに、規範意識や人間関係の希薄化が指摘されています。このような実態の中、子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくむため、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通した教育の推進が求められています。

宮代町では、11月19日を「宮代道徳の日」と設定し町内全小中学校で道徳教育の充実に取り組んでいます。これからも、子供たちの豊かな体験活動を充実させ自己肯定感や豊かな心をはぐくむ必要があります。

【方向性】

- 道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制を整備し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。
- 子供たちの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、体験活動を推進します。
- 子供たちの読書活動を推進します。
- 小学校段階からの教育活動全体を通じ、組織的で系統的な進路指導・キャリア教育の充実を図ります。

【主な取組】

ア	<h4>道徳教育の充実</h4> <ul style="list-style-type: none">・埼玉県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を利用するなど、小中学校において発達段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、家庭、地域、学校が連携した道徳教育の充実を図ります。・道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを進めます。・児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる取組を推進します。
イ	<h4>豊かな心をはぐくむ体験活動の推進</h4> <ul style="list-style-type: none">・幼児とのふれあいを含む世代間交流、自然体験、職場体験、福祉体験等、体験活動を推進します。・豊かな心を育むため、中学生の職場体験や学校周辺の農地などを活用した「学校ファーム」の取組の充実を図ります。
ウ	<h4>読書活動の充実</h4> <ul style="list-style-type: none">・学校図書館を充実させ、朝読書の推進など読書の楽しさや読書習慣を体得させる取組を進めます。・町立図書館司書による巡回指導やボランティア団体と連携し、読み聞かせやブックトークなどを実施し、児童生徒の読書活動の充実を図ります。

エ	<p>進路指導・キャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、各機関との連携を図りながら、発達段階に応じた進路指導・キャリア教育を推進します。 ・生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を充実させます。 ・各中学校において、地域の企業や施設などにおける職場体験を通して勤労観・職業観を育成します。
---	---

(2) 総合的な不登校対策の推進

【現状と課題】

子供たちの周りで起こっている不登校・問題行動の原因の一つとして規範意識や人間関係の希薄化が指摘されています。これらの課題解決に向け、学校・家庭・地域が子供たちの状況をよく見極め、家庭と連携して、一貫性を持った適切な対応の中で、「豊かな心」の育成が求められます。

また、「小1プロブレム(※)」や「中1ギャップ(※)」、「学級がうまく機能しない状況」などの対応も課題となっています。そのため、毎月の長期欠席調査や学校訪問をとおして、早期発見・早期対応の取組が必要です。

【方向性】

- 学校や家庭での問題行動や不登校の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を行うとともに、関係機関と連携した教育相談活動等、組織的な対応を推進します。
- 宮代町教育相談室の機能を充実させ、学校と関係機関等と連携を図る中で、不登校児童生徒の社会的自立へ向けた支援を充実します。
- 各小中学校の校内指導体制を確立し、教育活動の充実をとおして、児童生徒が学校に居場所があると感じられるような生徒指導を推進します。
- 個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努めます。

【主な取組】

ア	<p>教育相談体制の充実、適応指導教室の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校に不登校対策学習支援員・さわやか相談員・ボランティア相談員を配置し、小中学校の連携を図りながら、教育相談体制を整備します。 ・S S W(※)、S C(※)、教育相談員を配置し、学校、保護者、関係機関との連携を図れるように活用に取り組みます。 ・教職員や児童生徒の交流により、保幼小中の連携を密にし、小中一貫教育を推進し、円滑な接続を図り、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等の解消に向けて取り組みます。 ・個別の事情で学校に通学できない児童生徒に対し、適応指導教室を活用し、学習支援等の機会確保を推進します。
---	---

イ	<p>不登校対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町非常勤講師として不登校対策学習支援員を各中学校に1名配置します。 ・小中学校の連携を推進し、不登校の児童生徒の解消を目指します。 ・宮代町いじめ・不登校対策連絡会議(※)を実施し、各校の課題や成果ある取組についての共有化を図ります。
---	---

(3) 健康・安全教育の推進

【現状と課題】

新体力テストの結果では、学校体育・部活動・家庭との連携の成果もあり、県平均と比べ、宮代町の子供たちの体力はおおむね良好といえます。しかし、一方では毎朝朝食を食べないなど、一部の子供たちの生活習慣の乱れが見られます。また、性に関する問題行動、薬物乱用防止など生徒指導上の問題とも関連した現代的な課題にも取り組んでいくことが求められています。

安全教育に関しては、近年の異常気象等を踏まえ、大規模な災害が発生した場合の、各小中学校の防災計画の見直し、様々な自然災害や火災などの場面に応じて、避難経路や家庭への連絡体制、通学路の安全確認などの緊急時の対応マニュアルの見直しを行っています。また、通常の学校生活の中では、施設設備について定期的日常的また臨時に安全点検を実施し、事故防止に努めています。登下校時は、スクールガード・リーダー(※)や学校応援団(※)、交通指導員の方等地域・保護者のみなさんと学校が連携し、児童生徒の安全を見守っています。

今後、学校においては、学校保健安全計画に基づき、校内の指導体制の見直しが求められます。特に、新型コロナウイルス感染症等の感染症に関しては、誰もがかかるかもしれません、感染させる可能性があり、感染症は完全には避けられないものであることを前提のもとで、集団生活の中での予防しうる対策、感染症が発生した時の二次感染を最小限に抑える対策を速やかに講じることが重要です。また、「自分の身は自分で守る」という言葉のとおり、児童生徒自身の危機対応能力の基礎を培うことが重要です。

【方向性】

- 学校において、体力と運動技能を高める授業の充実を図ります。
- 新体力テストの実施と活用を推進します。
- 学校を核に、家庭や地域と連携しながら、体力向上に取り組みます。
- 性に関する問題行動や薬物の乱用の防止など、学校、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関が連携して、学校保健に関する現代的課題に対応する保健教育・保健管理を推進します。
- 危機管理体制の整備・充実を図ります。
- 「自分の身は自分で守る」という危機対応能力の基礎を培う安全教育を充実します。
- 感染症の発生や蔓延は、集団教育の場では児童生徒に与える健康上、また教育上の影響が大きなことから、予防の徹底に努めます。
- 関係諸機関との連携と、地域ぐるみで安全確保に努めます。

【主な取組】

ア	交通安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none">・児童生徒の安心・安全を確保するため、学校安全教育に関する計画を作成し、適切に実施します。・児童の交通安全を確保するために、交通安全教室及び子ども自転車運転実技試験を実施し、交通安全教育を推進します。
イ	防災教育の推進 <ul style="list-style-type: none">・防災マニュアル・危機管理マニュアル等を活用した防災教育の実施により、危機対応能力の基礎が身に付けられるように努めます。・児童生徒に危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、緊急地震速報を用いた避難訓練の実施を推進します。
ウ	防犯教育の推進 <ul style="list-style-type: none">・児童生徒の防犯教育を進めるとともに、家庭への普及啓発や、スクールガード・リーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実などにより、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
エ	体力向上を図る活動の充実 <ul style="list-style-type: none">・新体力テストの分析を確実に行い、授業や体力向上への取組の中で活用を図ります。・児童生徒一人一人の「体力」向上目標値を設定し、授業や体育的活動・運動部活動の充実、家庭との連携に取り組みます。・宮代町小中学校体力向上推進委員会の成果を町内の学校に広めます。
オ	学校保健の充実 <ul style="list-style-type: none">・学校保健安全計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、児童生徒の基本的な生活習慣の定着や、保健教育・保健管理の充実に取り組みなど学校保健活動を推進します。・児童生徒や教職員が、感染の仕方を理解し、その病気の治療や予防について正しい知識を身に付けられるよう取組を徹底します。

(4) 学校教育における人権教育の推進

【現状と課題】

人間関係の希薄化や大人社会のモラルの低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめ、虐待など、人権に係る問題が発生しています。

同和問題をはじめとする、男女共同参画の視点に立った教育、性的マイノリティ、高齢者や障がい者、インターネットによる人権侵害など様々な人権課題は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。また、差別を解消することを目的に、「部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）」、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」、「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」が施行されました。

このような中、子供の発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚を身に付けさせることが大切です。また、いじめは人権侵害であり、教員や保護者は子供たちの状況をよく見極め、実態を把握し、いじめ防止や早期発見・早期対応に努める必要があります。

【方向性】

- 各学校において、教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。
- 教職員が、人権に関する正しい理解と認識をもって、人権教育を推進します。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。

【主な取組】

ア	<p>人権教育推進体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・宮代町人権教育推進協議会の活動と連携し、宮代町内全小中学校へ、人権作文・人権標語・人権ポスター等の募集を通して、児童生徒の人権意識を高めます。・人権教育に関する研修会を計画的に実施し、教職員の人権感覚の向上を図ります。
イ	<p>人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、「宮代道徳の日」を設定し、年間をとおして、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、「人権感覚育成プログラム」（埼玉県教育委員会）の普及を図ります。・人権教育ファシリテーター(※)や人権教育主任を対象にした研修会を各関係機関と連携して実施し、各小中学校の人権教育を推進します。・同和問題をはじめ、男女共同参画の視点に立った教育、性的マイノリティ、高齢者や障がい者、インターネットによる人権侵害など様々な人権課題に対応した指導の充実を図ります。・教職員の研修を充実し、児童虐待防止教育に取り組み、関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

ウ	<p>いじめ防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法等の内容の周知徹底を図り、「いじめに関する保護者アンケート」、「生活アンケート」の実施などを通して、人権感覚の育成及びいじめの防止や早期発見・早期対応に努め、いじめ問題の解消を目指します。 ・宮代町いじめ防止基本方針に従い、各校でいじめ防止基本方針を作成するとともに、ホームページに掲載することで、いじめ防止に努めます。
---	---

(5) 学校給食の充実と食育の推進

【現状と課題】

学校給食は、栄養バランスの取れた食事をとおして自ら健康を管理していく力を身に付ける場でもあり、学校生活に潤いを与えるとともに友達や先生とのコミュニケーションを深めるためにも重要な役割を果たしています。また、食を通じて郷土理解や食文化に触れ、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解し、「食育」を実践する機会です。安心・安全な学校給食の提供のために、調理場の衛生管理、安心・安全な食材の確保、食物アレルギーへの対応など十分に配慮が求められます。

【方向性】

- 安心・安全でおいしい給食を提供するために使用食材の安全確保、食品衛生管理の徹底、新鮮な地場産物や旬の食材の導入に努めます。
- 栄養のバランスがとれた魅力ある給食を目指し、献立の工夫や改善を図り喫食率の向上に努めます。
- 新たな生活様式に基づく配膳、食事中のマナー、後片付けなどの生活習慣を身に付けることで、感染症予防対策を図ります。
- 学校給食を通じて食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたり心身の健康を保持・増進することができるよう食育の推進に努めます。

【主な取組】

ア	<p>学校給食の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・献立の充実により栄養のバランスがとれた給食を提供し、児童生徒の健康増進や体力の向上を目指します。・新鮮で安全な地場産物や四季折々の旬の食材を積極的に導入します。・食物アレルギーのある児童生徒に対して、個別面談等を実施するなどして、保護者との連携を図って対応します。・安心・安全な給食を提供するため、食材の充実や施設の衛生検査の実施等により一層の衛生管理に努めます。・新たな生活様式に基づく消毒の徹底や学校給食のルールを順守することで、感染症の予防に努めます。
イ	<p>食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食の解消に取り組みます。・学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、研修を充実します。・学校給食における地場産物の活用を推進し、食に対する理解・関心を高めます。・心身の成長や健康保持増進のため、食に対する正しい知識を身に付けるため、栄養指導に取り組みます。

基本目標3 地域に開かれた質の高い学校教育の推進

【施策と取組】

(1) 家庭・地域と連携した特色ある学校づくりの推進

【現状と課題】

子供たちへの教育を地域の豊かなつながりの中で推進するためには、地域の教育力を学校へ取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に地域や家庭に働きかけることが重要です。そのために、コミュニティ・スクールを設置するとともに、学校応援団の取組を推進し、児童生徒の健全育成を図るために地域に開かれた特色ある学校づくりに努める必要があります。

これらの取組により、学校の教育力が高められるとともに、家族や地域の絆が深められることが期待されます。

【方向性】

- 学校・家庭・地域・行政の連携・協働体制を構築し、地域の教育力の向上を図るとともに、地域に信頼される学校づくりを推進します。
- 学校応援団コーディネーター連絡協議会を開催し、「学校応援団」の支援内容の充実と支援体制の強化を図り、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。
- P T A活動等を充実させ、学校と保護者・地域との連携を深め、宮代町の児童生徒のための教育支援体制を整備します。

【主な取組】

ア	コミュニティ・スクール設置の推進とその充実 <ul style="list-style-type: none">・学校と地域が連携・協働して未来を担う子供たちをはぐくむとともに、小・中学校区における自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を行うために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校が地域住民等と一体となって特色ある学校づくりを推進します。
イ	学校応援団の推進 <ul style="list-style-type: none">・学校における学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域の方々の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の育成を推進します。
ウ	家庭・地域と連携した学校の安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none">・スクールガード・リーダーや学校応援団との連携を密にし、児童生徒の安全な登下校及び地域での防犯や交通事故防止に努めます。

(2) 大学等と連携した学校教育の推進

【現状と課題】

これから時代は、個人が豊かに生き、自立するだけではなく、社会を構成する人々や組織が互いに協働しながら様々な問題を解決していかなくてはなりません。そのような時代を担う子供たちが心豊かでたくましく成長するためには、子供の頃から、社会や人々と関わり、多様な経験をすることが必要です。地域には多様な人的・物的資源があり、子供たちは、地域の人との日常的なふれあいや様々な経験を通じて、社会性なども身に付けることができます。

【方向性】

- 大学等と連携して、児童生徒の主体的に学ぶ態度を育成します。
- コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、情報活用能力を育成します。
- 子供たちの科学技術や理科・数学、ものづくりに対する興味・関心を高め、基礎的素養や論理的・科学的に考える力を育成します。

【主な取組】

ア	サイエンスプロジェクトの推進 <ul style="list-style-type: none">・日本工業大学と連携を図り、観察や実験の授業などを通して、実社会や実生活との関連についての指導を充実し、科学技術や理科・数学、ものづくりに対する子供たちの関心を高めます。
イ	プログラミング教育の充実（再掲） <ul style="list-style-type: none">・小学校において、日本工業大学等と連携したプログラミング教育を推進します。

(3) 家庭・地域への情報発信の推進

【現状と課題】

子供たちへの教育を地域の豊かなつながりの中で推進するためには、地域の教育力を学校へ取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に地域や家庭に働きかけることが重要です。また、地域や児童生徒・保護者の信頼と期待に応える学校づくりを行うためには、学校が自らの学校運営や教育活動を評価・公表し、それに基づく改善を進めることが重要です。

【方向性】

- 「彩の国教育の日」における取組の推進などにより、学校をより開かれたものにするとともに、学校・地域・保護者・児童生徒の実態に応じた特色ある学校づくりに努めます。
- 学校評価の結果を公表し、学校運営や教育活動を改善します。

【主な取組】

ア	学校教育情報の積極的な発信 <ul style="list-style-type: none">・日々の教育活動を学校だよりやホームページ等で保護者や住民に積極的に公開し、学校教育に対する住民の関心を高め、理解を深めます。・「彩の国教育の日」及び「彩の国教育週間」を利用した取組や土曜授業参観を実施し、保護者、地域へ開かれた学校づくりに努めます。
イ	学校評価の充実 <ul style="list-style-type: none">・学校評価を活用し、学校や地域等の実態を的確にとらえ、特色ある学校づくりを推進します。

方針2 町民の創意を生かした学びの場づくり

基本目標4 家庭・地域の教育力の向上

【施策と取組】

(1) 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

都市化や核家族化、労働形態の多様化等により、家庭環境が変化し、地域的なつながりや人間関係の希薄化によって、子育ての仕方や悩みを相談する相手がないなど、子育て世代を取り巻く環境が大きく変化しています。これらの課題を解決し、家庭の教育力を高めるためには、家庭教育や子育て等に関する情報提供や学習の機会を整えていく必要があります。

【方向性】

○家庭の教育力を高めるため、「家庭教育学級」、「親の学習」等の事業を推進します。

○住民ボランティアの育成と活用を進め、地域の教育力を高めます。

【主な取組】

ア	家庭教育事業の推進 <ul style="list-style-type: none">保護者の家庭における本来の役割（子供の社会性の育成など）が果たせるよう、関係機関と連携して、子育てについて学習する機会を充実させます。家庭教育学級、家庭教育講座、親の学習など基礎学習機会の提供をします。
イ	家庭教育への支援 <ul style="list-style-type: none">関係機関と連携して、町の豊かな自然や各施設などを活用し、児童生徒の体験活動の機会を提供します。教育の機会均等及び人材育成を図るため、高等学校や大学等の高等教育を受けるために必要な経済的な支援を行います。

(2) 青少年健全育成の推進

【現状と課題】

青少年を取り巻く環境は、少子高齢化・核家族化、共働き家庭の増加等に伴い、コミュニケーション不足や人間関係の希薄化が進んでいます。また、スマートフォンをはじめとした情報ネットワーク環境の進展に伴い、安易に有害サイト等へのアクセスが可能となり、予測できないような事件や事故に巻き込まれる危険を含んでいます。このような課題に地域全体で取り組み、解決に向けて、人ととの絆を深め、次世代を担う子供の健全育成の支援や青少年育成関係団体の活動の活性化が必要です。

【方向性】

- 青少年にとって安心・安全な環境づくりを進めます。
- 様々な青少年の活動を推進し、豊かで健やかな青少年を育成します。
- 放課後や週末の子供の居場所づくりを推進します。
- 青少年関係団体等の活動促進と支援を行います。

【主な取組】

ア	青少年が健やかに成長できる環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none">・青少年の非行防止や有害図書などの有害環境の浄化を図るため、青少年育成推進員を中心として、パトロールや有害図書の区分陳列状況巡回確認活動を実施します。
イ	青少年体験活動の推進 <ul style="list-style-type: none">・町内の施設や近隣の大学との連携のもと、「子ども大学みやしろ」や「郷土かるた大会」などを通した学習機会を創出します。・子供たちが放課後に安心して活動できる場を確保し、地域住民との交流活動や勉強、スポーツ・文化芸術活動等に取り組む放課後子供教室の充実に努めます。
ウ	育成団体との連携・支援 <ul style="list-style-type: none">・青少年の自主性を伸ばし、協調性、社会性を育むことができるよう、青少年健全育成に関わる活動の支援をしていきます。(青少年相談員、青少年育成推進員、ジュニアリーダー、ボイスカウト、スキーリングなど。)

基本目標5 生涯学習とスポーツの振興

【施策と取組】

(1) 町民の創意を生かした生涯学習の推進

【現状と課題】

宮代町では、住民一人一人の生涯学習社会の実現のため、多様な学習機会の提供に努めています。これからも住民の主体的な学習への取組を尊重しながら、学習環境の拡充に努めていく必要があります。

宮代町立図書館は、指定管理者制度を活用し、効果的かつ効率的に、各種サービスを開設しています。しかし、インターネット等の普及による「活字離れ」「読書離れ」が危惧されています。今後も「利用したい」「利用しやすい」と思われるような読書環境を整備し、図書館サービスに努めていく必要があります。

【方向性】

- 文化団体やサークル等の主体的な学習活動を支援するとともに、新たな発表機会の提供など、住民の文化芸術活動への参加を促進していきます。
- 乳幼児期から高齢期までの生涯の各時期に応じた学習課題に関する学習機会の充実を図るとともに、今日的課題に対応した社会教育プログラムを開発し、提供していきます。
- 生涯学習に係る各行政部局及び他機関との相互協力とネットワーク形成を推進します。
- 宮代町立図書館では、乳幼児から高齢者、障がいのある方等、幅広い方々に対応した読書環境の整備、読書活動及び関連サービスの促進、質の高い蔵書構成の維持に取り組み、第2次図書館ビジョンの実現を図ります。

【主な取組】

ア	<p>生涯学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・住民の学習ニーズに即した事業の展開を図るとともに、指導者の確保・養成など、人材の確保に努めます。・乳幼児期から高齢期までの生涯の各時期に応じた、学習課題に関する学習機会の充実を図ります。・N P Oや大学研究機関などの専門的知識・技術を活用しつつ、今日的課題に対応した社会教育プログラムを開発し、提供していきます。・社会教育関係団体（文化協会・P T A・ボーイスカウトなど）等への支援とネットワークづくりを推進します。・日本工業大学との連携協力に関する包括的協定をもとに、各種の生涯学習講座を実施していきます。・高齢者の社会参加や学習機会を充実するため、「みやしろ大学(※)」の拡充と活用を促進します。
---	--

イ	<p>公民館活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動や団体サークル活動が、地域社会の一員として、地域課題の解決につながる活動になるよう支援していきます。 ・公民館の施設や設備の日常的なメンテナンスに努めるとともに、計画的な改修整備に取り組み、利用環境の向上を図ります。 ・消防など関係機関の協力を得て、避難訓練を実施するとともに、対応マニュアルを整備更新します。 ・換気対策の向上や衛生資機材の配置など、新たな生活様式に基づいた施設運営に努めます。
ウ	<p>図書館活動とサービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から高齢者に至るまで多様なニーズに応えることできる蔵書構築、開館時間の見直し、どこでも読書を楽しめる電子図書の充実など、生涯を通じて利用できる図書館を目指します。 ・利用者が必要な資料や情報を効率的に得ることができるよう職員のレファレンス(※)能力の向上を図ります。 ・家庭における読書推進として、ブックスタート(※)(4か月児)、みやしろ らんどせるブック(※)(小学校1年生)をはじめ、未就学児のためのおはなし会や図書館を使った調べる学習コンクール、ビブリオバトルなどにより、子供の読書に親しむ環境を充実させます。 ・小中学校への司書巡回や町立図書館のサーバーで学校の蔵書データの管理・蔵書支援を行うなど、学校図書館の運営を支援します。 ・「ボランティア養成講座」、「読み聞かせ講座」の実施により読書協力ボランティアを養成すると共に継続的な支援を行い、技術の向上と活動の場を提供します。 ・新たな生活様式に基づく施設利用策を講じるとともに、事業実施に際しては、消毒の実施や社会的距離の確保など、感染症の予防に努めます。
エ	<p>文化芸術の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民文化祭等の開催を中心として、文化・芸術の発表の場を提供していきます。 ・住民の主体的な活動の取組に対して協力し、支援します。 ・既存施設や飲食店などを活用して、気軽に美術作品の展示や小さな演奏会ができる場の創出を図ります。

(2) 人権教育の推進

【現状と課題】

宮代町では、これまで様々な人権問題の解決に向けた啓発や教育を推進し、人権意識の高揚を図ってきました。しかしながら、現代社会においては、情報化の進展に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（※）やウェブサイトの掲示板などでの「nettoujime」や差別的な書き込みなど、新たな人権侵害が発生しています。

また、差別を解消することを目的に、「部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）」、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」、「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」が施行され、だれもが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会の実現が求められています。

今後もさらなる人権意識の高揚に向けて、変化する住民ニーズをふまえ、住民にわかりやすく継続的かつ柔軟に人権教育を推進していくことが課題となります。

【方向性】

- 宮代町人権教育推進協議会を中心に町全体で人権教育を推進します。
- 地域社会や職域における人権教育を推進します。
- 人権尊重意識の向上に努めます。

【主な取組】

ア	<p>地域社会や職域における人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・宮代町人権教育推進協議会を中心に同和問題をはじめとした各種の人権問題に関する研修会を開催します。・PTA、高齢者の団体、社会教育関係団体、町教職員、町職員及び町内企業等を対象とした研修会を開催するとともに、研修機会の提供（啓発資料、指導者の派遣）に努めます。・近隣市町と連携した、人権問題への取組等を通じ、地域住民の人権意識の向上と正しい理解を図ります。
イ	<p>人権啓発資料の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・町内小中学校児童生徒による人権をテーマにした作文・標語・ポスターを募集し、応募作品を人権文集「あおぞら」や啓発用品に掲載して、身近な人権啓発をします。・市販の人権啓発資料を活用し、広く人権啓発に努めます。
ウ	<p>人権教育指導者の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・各種講習会・研修を通じて指導者の養成に努めます。

(3) 郷土の伝統文化の継承と新しい町民文化の創造

【現状と課題】

文化財は、地域の歴史・文化などを正しく理解するうえで欠くことのできないものであり、将来の発展・向上への礎となるものです。そして、先人から受け継いだ文化財を将来にわたり保護していくために、その価値を明らかにし、保存及び活用を積極的に進めていく必要があります。

郷土資料館は、宮代町の歴史、民俗、文化に関する資料の収集、保存、調査及び研究を行うとともに、これらの活用を図り、町民の郷土愛と文化の向上に寄与するために設置された施設です。郷土資料館本館のほかに、いずれも町指定文化財である旧加藤家住宅、旧斎藤家住宅、旧進修館が保存・公開されています。これらの施設を有効に活用し、生涯学習の発展のための一翼を担う学習施設となるべく、資料館活動を充実させが必要となります。

【方向性】

- 貴重な文化財を適切に保護・保存していくために必要な調査体制を整備し、調査研究を進めます。
- 開発事業との調整を図りつつ、遺跡の保護に努め、住民が文化財に親しみ、郷土を誇りに思う心や郷土を愛する心をはぐくむために、文化財の積極的な活用を図ります。
- 歴史や地域文化の発信を図るため、様々な文化財を活用した郷土学習を推進します。
- 町民の地域アイデンティティの確立や地域に誇りを持ち、町を大切にする人づくりや町のイメージアップにつながる歴史的・文化的発信の場となるよう資料館事業を発展させます。
- 新たな生活様式に基づいた感染症予防対策を図ります。

【主な取組】

ア	<p>文化財保護の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・宮代町の歴史・伝統・文化を理解するため、研究を行うとともに、研究成果の発信と提供を推進します。・文化財保護委員会の意見を基に、重要な資料は町指定文化財としての保護・保全を推進します。・文化財巡り、文化財見学会等を実施し、文化財や自然・風土に直接触れる機会を拡充します。・調査・研究に基づき、未指定文化財の保護・保存を図るとともに、広く住民に情報発信を行います。
イ	<p>遺跡の保護と調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・開発に伴う遺跡範囲確認調査を充実します。・開発により失われてしまう埋蔵文化財の記録保存調査（発掘調査）を推進します。・発掘調査報告書を刊行し、調査成果を公表します。・普及啓発用パンフレット類を充実させ、遺跡の周知を図ります。

ウ	<p>文化財の活用と郷土学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財を生かした地域づくりに資するため、改正文化財保護法に基づいた文化財保存活用地域計画の策定を検討します。 ・文化財の P R を兼ねた文化財案内板や散策マップ等の刊行を推進し、見学者への利便性向上に努めます。 ・郷土史講座や歴史ウォーク等、文化財を活用した郷土学習事業を促進します。 ・伝統的な行事や先人の知恵を伝える体験学習を推進します。
エ	<p>資料館活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究した成果を元に特別展・企画展を実施します。 ・旧加藤家住宅を中心として、当時の生活様式の特徴を生かした事業展開を図ります。 ・資料館への社会科見学、学校へ出前授業など資料館と学校の連携を充実します。 ・資料館のリーフレットやパンフレット等を刊行し、積極的な啓発をします。 ・島村盛助をはじめとする郷土の偉人の調査・研究を進め、その成果を展示等により紹介します。 ・新たな生活様式に基づき、換気や消毒の徹底など、感染症の予防に努めます。

(4) 地域スポーツの振興

【現状と課題】

近年、交通機関の発展や快適な生活設備の拡充等により生活環境の利便性が高まっていますが、一方では運動不足による生活習慣病や対人関係、仕事等による精神的なストレスの増加、また、高齢化の進行に伴う高齢者の介護予防や健康寿命の延伸が大きな課題となっています。

これらを解決する上で、スポーツは、体を動かす喜びや心身の健全な発達、健康や体力の増進、精神的な充実感の獲得、生活習慣病の予防などの効果を持ち必要不可欠なものとなっています。また、スポーツは、人・地域間の交流を促進し、地域の連帯感の醸成にも欠かせないものとなっており、日頃からスポーツに親しみ、体を動かす習慣をつくることが健康な体や住みやすい地域づくりを推進する上で、ますます重要なものとなっています。

【方向性】

- 学校と地域における児童生徒の体育・スポーツ活動を充実します。
- 生涯にわたるスポーツ活動を推進します。
- 豊かなスポーツライフを支える環境づくりを進めます。
- オリンピック・パラリンピック開催を契機にスポーツに親しむ機運を高めます。
- 新たな生活様式に基づいた感染症予防対策を図ります。

【主な取組】

ア	<p>生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・多様化する住民のスポーツ活動やニーズに対応した各種の教室・イベント等の充実に努めます。・スポーツのきっかけづくりとして、だれでも気軽に参加できる教室等の開催に努めます。・新たな時代における町民体育祭のあり方について、検証・検討を図ります。・新たな生活様式に基づき、消毒の徹底や社会的距離の確保など、事業実施における感染症の予防に努めます。
イ	<p>誰でも気軽に参加できる健康・体力づくり活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ団体等との連携により、住民のスポーツ活動を促進するため、推進体制の強化を図ります。・ぐるる宮代では、指定管理者との連携及び検証により、自主事業等の充実を図り、あらゆる年代に対応した事業を展開します。・スポーツ少年団等の活動を支援し、スポーツを通じて青少年の健全育成を図ります。・学校・スポーツ団体との連携を図り、綱引大会や年少者スキー教室等による児童生徒のスポーツ活動の充実を目指します。・健康増進のための高齢者・障がい者向けプログラムの充実とサポート体制の整備に努めます。・身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ(※)の育成に努めます。・新たな生活様式に基づき、消毒の徹底や社会的距離の確保など、事業実施における感染症の予防に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の蔓延下にも自宅で取り組めるスポーツ動画の配信など、手軽に取り組める情報の発信に努めます。
ウ	<p>スポーツ施設の運営と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動を推進するため、既存施設の維持管理に努めるとともに、計画的な改修整備に取り組み、利用環境の向上を図ります。 ・ぐるる宮代では、指定管理者による管理運営の充実と積極的なスポーツ事業の展開を促し、民間のノウハウを生かした質の高いサービスの提供を図ります。 ・スポーツ関係団体との連携による情報の提供に努めます。 ・新たな生活様式に基づく施設利用策を講じるとともに、事業実施に際しては、消毒の徹底や社会的距離の確保など、感染症の予防に努めます。
エ	<p>学校体育施設の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校体育施設開放事業の利用促進と施設の有効活用など、さらなる効率的運営に努めます。 ・高校、大学のスポーツ施設の地域への開放や有効利用について検討します。 ・新たな生活様式に基づく施設利用策を講じ、感染症の予防に努めます。
オ	<p>スポーツ指導者の養成と団体支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員の資質向上と活性化に努めます。 ・協働パートナーとしての体育協会等との連携を強化し、スポーツを通じて町の活性化を図ります。 ・生涯スポーツと学校スポーツの連携を深め、スポーツ団体等による部活動などのサポートに努めます。

IV 計画を推進するために

1 社会との関係、支援と協力

(1) 地域との連携

子供たちは、学校や家庭だけではなく、地域の中での様々な活動を通して社会性がはぐくまれます。また、子供たちの安心・安全の確保のためには、地域ぐるみの防犯体制が必要です。さらに、地域の教育力を高め、住民相互のつながりを深めあうことによって、安心・安全に子育てができる環境づくり、犯罪や非行に対する地域の抑止力が高められます。

そのためには、学校・家庭・NPO・大学・企業や自治会などの様々な関係団体との連携・協力が不可欠です。

(2) 家庭との連携

家庭教育は、子供が成長する過程で基礎となる、基本的な生活習慣や社会的ルールを身に付けるうえで重要な役割を果たします。近年では核家族や労働形態の多様化、地域コミュニティの希薄化等により、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談、情報交換できる場が少なくなっています。学校と家庭、地域が一体となって連携・協力関係を深めるとともに、安心して子育てできる環境づくりを推進していきます

(3) 企業や大学等、他機関との連携

宮代町では、協働の町づくりの一環として、町内にある日本工業大学（平成 21 年 1 月）、隣接する春日部市の共栄大学（平成 24 年 3 月）との間で「連携協力に関する包括協定」を締結しました。日本工業大学との連携事業では、平成 23 年度から小学生の知的好奇心を満足させる学びの機会「子ども大学みやしろ(※)」をはじめ、60 歳以上を対象とした「みやしろ大学」での講座など幅広い世代の学び場が設けられています。また、共栄大学との連携では、「新みやしろ郷土かるた大会」や令和元年度から開始した「放課後子供教室」の実施に際して、学生による事業協力をいただくななど、行政と大学双方の強みを活かした青少年育成の場が形成されています。今後も、現行の講座内容等の改善とともに、更なる連携先の拡大等にも取り組んでいきます。

さらに、中学校の社会体験・キャリア教育の一環として、中学 1・2 年生が、町内外の事業所の協力により、販売、接客等様々な職業を体験する活動も行っています。こうした地域の教育力を学校に取り込むことにより、学校の教育力が高まり、地域の絆が深まることが期待されます。

2 学校や社会教育施設の活動、連携・協力体制の推進

(1) 学校の活動

子供たちの豊かな人間性の形成と安心・安全の確保のためには、学校と家庭、地域が一体となって子供を育成する体制を整備することが不可欠です。

そのためには、地域住民の学校教育への参画の促進と学校教育に対する理解を深める取組を促進するとともに、住民のボランティア団体と積極的に連携し、地域の教育力を結集して、地域全体で学校を支える教育支援体制を整備します。

(2) 社会教育施設の活動

現在、町内には、生涯学習・地域活動の拠点施設として公民館、図書館、郷土資料館、総合運動公園などが設置されています。

公民館では、住民の主体的な生涯学習を支援するとともに、その取組が町全体で社会教育活動に発展していくことを目的に、施設運営を行っています。

図書館では、資料提供のほか、各種講座や講演会、おはなし会などの読書普及活動を実施しています。また、保健センターとの連携により、子供の成長過程に適した読書推進活動として「ブックスタート事業」を実施するなど、他機関とも連携・協力して事業を展開しています。

郷土資料館では、宮代町の歴史、民俗、文化に関する資料の収集・保存・調査研究を行うとともに、それらの成果を活用した展示や講座教室、催し物を行っています。その一環として社会科見学や出前授業など、学校教育と連携・協力した事業を展開しています。

総合運動公園では、町民の体力向上・スポーツ活動の拠点として、様々な世代の方々に利用いただけます。また、スポーツに取り組んでいただくための各種の教室・事業を展開しています。

今後も、学校教育や地域との連携・協力体制を強化し、地域に根差した教育活動を行うとともに、町部局や他機関とも連携した横断的な事業展開を実践していきます。

3 計画の進行管理及び見直し

(1) 点検評価

本計画の実効性を確保するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を実施し、外部有識者の客観的な知見を活用することで、施策の適正な進行管理を行います。

また、点検・評価の結果を踏まえ、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応した施策の見直しを行います。

V 資料 用語の解説

行	用語	説明	ページ
あ	I C T (情報通信技術)	Information and Communication Technology の略称。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に指している言葉。	P6
	I o T	Internet of Things の略称。「モノ(物)」がインターネットに接続され(単に繋がるだけでなく、モノがインターネットのように繋がる)、情報交換することにより相互に制御する仕組。	P6
	S D G s	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。2015 年の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 カ国が 2016 年から 2030 年までの 15 年間で達成するためにはじめられた 17 の目標。	P6
か	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	P20
	学校評価	学校運営を改善し、教育水準を向上させるための手段として行う「自己評価(学校の教職員が行う)」「学校関係者評価(保護者・評議員等が自己評価の結果について評価する)」こと。	P10
	学校ファーム	学校を単位に農園などを設置し、心身共に発育段階にある児童生徒が農作業体験を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。	P14
	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。	P7
	G I G A スクール構想	1人1台情報端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境を整備する国施策。	P7
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、社会貢献を促し、自分らしい生き方の実現をめざす教育。	P10

行	用語	説明	ページ
さ	子ども大学みやしろ	地域の大学やN P O、青年会議所などが連携して子供（小学校4～6年生）の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしくみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。	P36
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置した学校のこと。学校運営協議会とは、法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。地域住民等で構成。	P10
	外国語指導助手（A L T）	小中学校などの英語の授業で教師を補助する外国人助手のこと。	P14
さ	小中一貫教育	義務教育期間である小・中学校9年間を通して学校の教育計画に一貫性を持たせた教育の取組。取組の事例として「一体校」と「連携」があるが、宮代町では中学校区を基本とした小・中学校間の連携を通じて小学校から中学校への接続の円滑化を推進。	P9
	小1プロブレム	基本的な生活習慣が身に付いていないなどの課題があるまま小学校に入学する子供たちによって、集団生活が成立せず、授業に支障が生じる状況。	P19
	スクールガード・リーダー	学校と連携して子供を不審者から守り、安全に学習できる環境を整えるために担当校を中心に巡回指導などを行う地域学校安全指導員。	P20
	SSW	スクールソーシャルワーカーの略称。児童生徒の様々な問題に対し、保護者や教職員と協力しながら問題の解決を図る専門職。	P19
	SC	スクールカウンセラーの略称。児童生徒の抱える問題を解決させるためのアドバイスや働きかけを行いながら、教職員とは異なる第三者の立場として、児童生徒の健やかな学校生活をサポートする心理の専門職。	P19
	STEAM教育	科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、アート（Art）、数学（Mathematics）の5つの英単語の頭文字を組み合わせた造語であり、5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。	P6

行	用語	説明	ページ
り	総合型地域スポーツクラブ	学校体育施設や公共体育施設などを拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。	P34
	人権教育ファシリテーター	「人権感覚育成プログラム」の学習を計画、準備し、提示、実践する教員のこと。	P22
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。	P31
	Society 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。	P6
た	中一ギャップ	小学生から中学生になったときに、新しい学校生活（学習や生活の変化）になじめずに不適応を起こし、不登校などが急増する現象のこと。	P19
	特別支援教育コーディネーター	学校内の関係者間の連携協力、特別支援学校などの教育機関、医療機関、福祉機関との連携協力の推進役。	P15
	特別支援教育サポート	学校生活において特別な配慮が必要な児童に対して、必要なサポートを行なう教職員。	P9
は	ブックスタート	赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。	P30
ま	宮代町いじめ・不登校対策連絡会議	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめ問題に関する施策の推進及び調整を図るために設置された機関。	P20
	みやしろ大学	高齢者の生きがいを高め、健康増進を図り、豊かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実施。	P29
ら	レファレンス	利用者が探している資料や情報を検索・提供・回答するサービスのこと。	P30
	みやしろ らんどせるブック	町内各小学校及び県立宮代特別支援学校の新1年生を対象に、学校図書室利用にかかるオリエンテーションと本の紹介を行うとともに、図書館が選書したおすすめの本の中から児童が希望する本を1冊プレゼントし、併せて、希望者に町立図書館の利用カードを発行するもの。	P30